

[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 8 月 1 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	モザンビーク及びアフリカ地域
語学の種類	英語（ポルトガル語ができれば望ましい）

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：黄熱予防接種証明書

6. 業務の背景

モザンビーク共和国（以下、「当国」）では、母子保健、栄養状況は改善傾向にあるものの、妊産婦死亡率は出生 10 万人あたり 289 人（UNICEF 2022）、新生児死亡率は出生 1,000 人あたり 28 人、5 歳未満児死亡率は出生 1,000 人あたり 70 人と依然高い数値を示している（WHO World Health Statistics 2023）。この背景の一つとして、当国における慢性的栄養不良の拡がりがあると考えられている。WHO によると、5 歳未満の子供の死亡の約 45%の根本原因が栄養不良に関係する（WHO 2021）と考えられているが、過去 20 年間当国の慢性栄養不良率は約 40%で推移しており、改善には未だ課題がある。このような状況に対し、当国政府は、保健セクター戦略計画（PESS、2020-2024）において、母子保健と栄養状態の改善を優先課題の一つに位置付け、妊産婦ケアとサービスの拡大及び質の向上により妊産婦の罹患・死亡率を減らし、また栄養状態を改善することで、こどもの罹患・死亡率も減らすことを目標に掲げ、保健医療サービスへのアクセス、質、平等性の向上を進めている。

当国の母子保健と栄養状況の改善に資するため、JICA は、技術協力プロジェクト「母子栄養サービス強化プロジェクト（以下、「先行案件」）」を 2021 年 5 月から 2025 年 5 月まで実施した。先行案件では、当国既存の家庭用保健記録である妊婦検診シートおよび子どもの健康カードを母子健康手帳として統合し、これを活用しながら、国の政策や戦略に沿う形で母子栄養サービスを強化するためのモデル¹（以下、「モデル」）を開発し運用することを目的とした。また、保健医療施設およびコミュニティでモデルを運用するために、保健医療従事者とコミュニティヘルスワーカー（以下「APS²」）の能力強化および連携体制の強化を図った。

¹ 保健医療施設およびコミュニティにおける ①保健医療従事者および APS の能力強化 ②母子健康手帳の配付と活用 ③母子健康手帳の内容に基づくサービスの提供 ④モニタリング&サポーター・スーパービジョン（M&SS）の 4 要素で構成される。

² Agente Polivalente de Saúde. モザンビーク保健省によって公式に認められているコミュニティヘルスワーカー。コミュニティ住民に対するヘルス・プロモーション、疾病予防、治療を行う。本案件の直接受益者。

先行案件の対象地域は、ニアッサ州とガザ州内の各 2 郡（計 4 郡）であり、郡レベルでの保健医療施設を対象として「母子健康手帳」を活用することにより、保健医療施設における保健医療従事者から妊産婦へのカウンセリングに関する技術の向上や両者のコミュニケーションの強化、保健医療施設とコミュニティの連携、対象 2 州 4 郡の州・郡保健局の連携の促進など、多くの成果が発現した。本案件では、「母子健康手帳」に基づく栄養サービスモデルをガザ州およびニアッサ州の全郡、また将来的には他州に展開することにより、先行案件の成果継承・拡大を図り、もってモザンビーク国内における母子の栄養改善に資することを旨とする。

なお、母子健康手帳印刷費用の一部に関しては民間企業からの支援、また先行案件の成果を活用する形での他地域への母子栄養サービスモデルの普及・展開の観点では、他開発パートナー（現時点では、世界銀行が有力）との連携が期待される。

また、本調査においては、「ジェンダー」視点に立った調査分析・検討を行うこととし、当国の母子栄養分野とジェンダーに関する指針や取り組み、課題状況、本案件の実施機関、受益者を含む関係者のジェンダーによって異なる課題・ニーズ、他開発パートナーや国連機関の関連情報の知見・取組状況等を把握することが求められる。

更に、本調査においては、「人間の安全保障」視点の分析、マルチセクターでの事業実施・成果最大化を念頭に、特にニアッサ州において実施中の技術協力プロジェクト「ニアッサ州持続的給水システムおよび衛生促進プロジェクト」³における対象地域と、本案件の対象地域を一部重ねる（先行案件からの継続地域含む）上で、また、「農業」分野においても、同様に連携の可能性の有無を検討する上でのニーズ・課題を把握することも求められる。

上述の点を踏まえ、本調査では、事業の実施体制や具体的な事業内容を検討するための情報を分析・整理した上で、事業の内容を提案・協議するとともに、本調査に同行する JICA 職員等と共に、当国保健省との間でプロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

³ [ニアッサ州持続的給水システム及び衛生促進プロジェクト | ODA 見える化サイト](#)

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全工程は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立って、調査分析・検討する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2025年8月下旬～2025年9月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析（ジェンダー視点を含める）により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題、ジェンダー平等に関する取り組み状況も確認する。
- ② 上記を踏まえ評価分析に係る調査計画・方針を検討し、現地で入手、調査すべき情報を整理する。
- ③ モザンビーク側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英語版）を作成する（社会・ジェンダー調査のための訪問先・質問項目を含む）。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ④ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2025年9月上旬～2025年10月上旬）

- ① JICAモザンビーク事務所等との打合せに参加する。
- ② モザンビーク側関係機関との協議及び現地調査（ニアッサ州、ガザ州）に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア） 要請背景・内容（先行案件の成果と課題を踏まえた）
 - イ） 関連する開発計画、政策、制度

- ウ) 関連各組織
- (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制（男女比も含めて確認）
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、WHO、ユニセフ、UNFPA等）の活動動向、連携の可能性
- オ) 上記ア)～エ) 全てにおけるジェンダー視点に立った情報収集と分析。加えて、対象地域の社会や組織、当該分野におけるジェンダーに関連する情報（社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析。なお、同情報を収集する際は、「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き【保健医療】」（https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_09_health.pdf）を参照すること。
- カ) オ) の分析により把握したジェンダー課題に対応する活動（案）、活動のためのインプット（案）、活動の進捗を測る指標（案）の提案。
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
 - ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス⁴を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。また、関係者とともに③にて提案した活動、インプット、指標のPDM（案）への組み込みを検討する。
 - ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
 - ⑦ 現地で収集した情報を元に、安全情報を集約し案件別安全対策検討シートの作成を行う。
 - ⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAモザンビーク事務所等に報告する。

⁴[技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

(3) 整理業務 (2025 年 10 月上旬～2025 年 11 月上旬)

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② Ur シート (案) に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書 (案) を作成する。

(4) ジェンダー視点に立った調査分析・検討時の留意事項

準備業務と現地業務を通じて、対象国の母子栄養分野とジェンダーに関する指針や取り組み、課題状況、本案件の実施機関、受益者を含む関係者のジェンダーによって異なる課題・ニーズ、他ドナーや国連機関の関連情報の知見・取組状況等を把握する。

把握した課題・ニーズに対し、案件の PDM における取組内容、及びその進捗や結果を測定するための指標を検討・提案する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2025 年 11 月 10 日 (月) までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表 (案) (和文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年9月6日（土）～10月5日（日）を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を、また、JICAの調査団員帰国後、約1週間後に現地調査の終了を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA モザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：英語⇄ポルトガル語の通訳備上あり

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前及び出発後の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ保健第二チームから配付しますので、hmge1@jica.go.jp宛にご連絡ください。

・要請書

（以下、先行案件「母子栄養サービス強化プロジェクト」参考資料）

- ・ 専門家帰国報告会資料
 - ・ PDM
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
- ・ モザンビーク国「母子栄養サービス強化プロジェクト」
母子栄養サービス強化プロジェクト | ODA 見える化サイト
(プロジェクト活動の詳細については、本掲載サイト「プロジェクトニュース」をご覧ください。)
 - ・ アフリカ保健システム情報収集・確認調査 モザンビーク 最終報告書.pdf
 - ・ Plano Estratégico do Sector da Saúde PESS 2014-2019 (Extensão 2020-2024).pdf (モザンビーク共和国保健セクター戦略計画)
- (3) その他
- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以 上